

久留米大学医学部看護学科同窓会会計内規

- 第1条 久留米大学医学部看護学科同窓会（以下「本会」という）の会計は本会
会則第15章第20条、第21条及び第22条に基づき、この内規により取り扱う。
- 第2条 本会の入会金及び会費は、次のとおりとする。
入会金 15,000円（医学部看護学科入学時に徴収）
会費（終身）25,000円（医学部看護学科4年次3期に徴収）
- 第3条 1. 幹事（会計担当）は、毎年その年度予算を作成し、幹事会及び代議員会の議を経て総会の承認を得なければならない。
2. 毎年4月1日以降総会において予算の承認を受けるまでの間は、前年度予算の範囲内で仮執行することができる。
3. 会計の処理は、予算に基づき幹事（会計担当）が会長の承認を得て執行する。
- 第4条 幹事（会計担当）は、毎年5月末日までに前年度の決算を行い、会計監事の監査を受け、幹事会及び代議員会の議を経て総会の承認を得なければならない。
- 第5条 役員及び代議員が本会の会議・行事並びに大学行事などに出席し、または本会の業務処理のために出張したときは、公共交通機関による交通費実費及び宿泊が必要な場合は、その実費を支給する。
- 第6条 会員、特別会員、準会員及び看護学科在学中の準会員の保護者の死亡に際しては、監事（庶務担当）が会長に報告し、弔電を打電する。
- 第7条 会員の慶弔（御祝、弔花、香典等）に関して必要な場合は、会長が幹事会に諮り決定する。なお、緊急の場合は、前例または他学部、学科同窓会の事例などを参考として処理し、幹事会には事後報告を行うものとする。

附則

この内規は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

学科12,13,14,15回生は、終身会費を卒業時に徴収する。

学科16回生より、終身会費は4年次3期に徴収する。